

普通自転車の点検整備基準

構造及び性能の基準	点検及び整備の方法										
<p>1 構成 普通自転車は、次表に掲げる部品又はこれと同等の機能を有するものにより構成されていること。</p> <table border="1" data-bbox="75 301 423 733"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>部品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車体・車輪部</td> <td>フレーム、前ホーク、サドル、ハブ、スポーク、リム、タイヤ、チューブ</td> </tr> <tr> <td>駆動・制動部</td> <td>ギヤクランク、ペダル、チェーン、フリーホイール、ブレーキ</td> </tr> <tr> <td>操縦部</td> <td>ハンドル、にぎり</td> </tr> <tr> <td>安全付属部</td> <td>反射器材又は尾灯、警音器、ベル</td> </tr> </tbody> </table>	項目	部品	車体・車輪部	フレーム、前ホーク、サドル、ハブ、スポーク、リム、タイヤ、チューブ	駆動・制動部	ギヤクランク、ペダル、チェーン、フリーホイール、ブレーキ	操縦部	ハンドル、にぎり	安全付属部	反射器材又は尾灯、警音器、ベル	<p>1 構成 部品構成表により目視で調べ、不足しているものがあれば、構造及び性能の基準（以下「基準」という。）等に適合する部品を補充する。</p>
項目	部品										
車体・車輪部	フレーム、前ホーク、サドル、ハブ、スポーク、リム、タイヤ、チューブ										
駆動・制動部	ギヤクランク、ペダル、チェーン、フリーホイール、ブレーキ										
操縦部	ハンドル、にぎり										
安全付属部	反射器材又は尾灯、警音器、ベル										
<p>2 車体の大きさ 車体の大きさは、走行状態において、長さ190cm以下及び幅60cm以下であること。</p>	<p>2 車体の大きさ 長さはフレーム中心面に平行、かつ、水平に、幅はフレーム中心面に垂直、かつ、水平にそれぞれ最長部を測定する。なお、どろよけ、スタンド、キャリア、後写鏡等の部品を含める。</p>										
<p>3 車体の構造 車体の構造は、次のとおりであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 2輪又は3輪であること。 (2) 側車を付していないこと。 (3) 一つの運転者席以外の乗車装置を備えていないこと。（幼児用座席を除く） (4) ブレーキレバーは、手を用いて容易に操作できる位置にあること。 	<p>3 車体の構造 次の各項について、車体各部の構造を調べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目視で確認する。 (2) 目視で確認する。 (3) サドルは2以上なく、サドル座面の長さが35cm以下であることを確認する。 サドル座面中央部から12.5cmの以上高い部分があってはならない。 (4) サドルとハンドルを乗員に適応した位置に調節した自転車に通常の乗車姿勢で乗車し、低速で走行してブレーキの操作の容易さを調べる。 ブレーキレバーは、通常の乗車姿勢にある運転者の肩より下方にすること。 										

構造及び性能の基準	点検及び整備の方法
<p>(5) 通常の乗車走行及び取扱操作において、身体に危害を及ぼすおそれのある突出部又は鋭いかど、とがり等の先鋭部がないこと。</p> <p>4 部品の取付け 部品の取付けは、次のとおりであること。</p> <p>(1) 反射器材又は尾灯は、走行中後方より容易に見える位置に正しく、かつ、確実に取り付けられていること。</p>	<p>[ハンドルをはめ合わせ限外標識まで引き上げ、サドルを最低位置まで下げたとき、にぎりの最上部とサドル座面の中央部との高さの差は、40cm(幼児用自転車は30cm)を超えてはならない。ただし、車体部が折りたたみ又は分割できるものは、この限りでない。]</p> <p>(5) 次項について確認し、必要な場合は次項に沿った整備を行う。</p> <p>ア ハンドル、ブレーキレバー、シフトレバー、ペダル外側部及びスタンド等の端部が鋭利な突出部でなく、かつ、後写鏡、ちょうナット、キャリア等において鋭利な突出物がないこと。保護キャップ等で被覆したものにあっては、容易に離脱しないこと。</p> <p>イ 身体にふれ易い部分に鋭利な先鋭部がないこと。</p> <p>ウ 身体にふれ易い部分にあるねじは、ナット面よりそのねじの外径を超えて突出していないこと。</p> <p>エ ハブ軸にステップナット又はこれに類する突出部がないこと。</p> <p>オ インナワイヤの末端については、確実なほつれ防止処理が施されていること。保護キャップ等で被覆したものにあっては、つかみ金具を用いて20N(2kgf)の離脱力に耐えること、又は親指とひとさし指ではさんで引張ってみて容易にはずれないこと。</p> <p>4 部品の取付け</p> <p>(1) 反射器材及び尾灯 次項について確認し、必要な場合は次項に沿った整備を行う。</p> <p>ア 反射器材はリヤリフレクタとし、リヤリフレクタ又は尾灯は、その頂点が後車輪ハブ軸より上にあり、サドル座面中央部より7.5cm以上下方の位置又は乗員の衣服、積載物等で隠されるおそれのない位置に取り付けられていること。</p> <p>(注) 幼児用自転車は、普通自転車のうち、サドル最大高さが635mm以下、435mm以上のものをいう。</p> <p>イ リヤリフレクタの有効反射部は、その光軸が普通自転車の進行方向に対し、平行に取り付けられ、上下左右に5°以上の傾きがあってはならず反射部全面が</p>

構造及び性能の基準	点検及び整備の方法
<p>(2) 自転車の部品が正しく取り付けられ、かつ、確実に固定され、各部が正常に作動すること。</p>	<p>後方より容易に見えること。</p> <p>ウ 親指、ひとさし指及び中指を使って、リヤリフレクタ又は尾灯に対し左右上下に力を加えたとき、著しい変形、かた、離脱等が生じないこと。</p> <p>(2) その他の部品</p> <p>自転車の各部品が、正しく取り付けられ、確実に固定されていることを目視又は触感により確認する。</p> <p>ア 自転車の各部、特にフレーム体、前ホーク、リムなどに著しいへこみや変形等のないことを目視で確認する。</p> <p>イ 車輪について、通常の走行又はブレーキ操作に支障のある振れがないことを確認し、必要な場合はスポーク等を調整する。</p> <p>ウ スポークの張力のゆるいものは締めつけ、張力の著しいばらつきがないように調整する。必要に応じスポーク張力計を用いて点検する。</p> <p>エ 片手で前車輪を持って、溝の方向に通常の力で引っ張って、前車輪が容易に動かないことを確認する。</p> <p>オ ハンドルステム及びシートポストがはめ合わせ限界標識以上にはめ合わされていることを確認したうえで、次の固定力検査を行い、必要に応じ、引上げ棒、クランプボルト、シートピン等の増締め、部品交換を行う。</p> <p>(ア) 前ホークとハンドルステムとの固定</p> <p>前ホークとハンドルステムとの固定力検査は、自転車の前方より前車輪を両脚で挟み、ハンドルステム中心からハンドルバーの左右それぞれ15cm位の位置を両手で握り、腕の力で左右に回す力を加え、前ホークとの固定を調べる。</p> <p>(イ) ハンドルステムとハンドルバーとの固定</p> <p>ハンドルステムとハンドルバーとの固定力検査は、両手で左・右のにぎりを持って、ハンドルバーの回転方向下方に腕の力のみで力を加え、ハンドルステムとの固定を調べる。</p> <p>(ウ) 立パイプとシートポストとの固定</p> <p>立パイプとシートポストとの固定力検査は、自転車を固定し、サドルの前後に両手をかけ、シートポストを回すように力を加えて、立パイプとの固定を調べる。</p> <p>(エ) シートポストとサドルとの固定</p> <p>シートポストとサドルとの固定力検査は、サドルの前と後に両手をかけ、腕の力のみでサドルを上下に動かす力を加えて、シートポストとの固定を調べる。</p>

構造及び性能の基準

点検及び整備の方法

5 制動性能

普通自転車の制動性能は、次のとおりであること。

- (1) 前車輪及び後車輪を、それぞれ別系統で確実に制動できること。
- (2) ブレーキレバーを反復して作動した場合において、ブレーキ各部及び各取付部に異状を生じないこと。
- (3) 乾燥した平坦な舗装道路において、走行速度が10km/hのとき、制動操作を開始した場所から3m以内の距離で、円滑に自転車を停止させる性能を有すること。

(オ) ハンドルバーとブレーキレバーとの固定

ハンドルバーとブレーキバーとの固定力検査は、にぎりを握り、ブレーキレバーのブラケットに親指を当てて強く押し、ハンドルバーに対する固定を調べる。

カ 自転車を直立し、前車輪を20cm程度持ち上げ落下したときのゆるみ音により、各ねじ部のゆるみを調べる。又後車輪についても同様に落下テストを行う。

キ 各回転部はがたがなく、回転が円滑であることを確認し、必要な場合は整備する。

ク チェンジギヤ装置のあるものは、切替えが確実で、作動が円滑であることを確認し、必要な場合は整備する。

ケ チェーンはギヤクランクを正・逆方向に回転させ、容易にはずれないことを確認し、必要な場合は整備する。

コ ブレーキ、チェンジギヤ装置などに使用するワイヤ類は、適切な長さで、著しいたるみ、極端な曲がり、折れ、さび、ほつれなどのないことを確認し、必要な場合は交換する。

5 制動性能

- (1) 前車輪用及び後車輪用ブレーキをそれぞれ別々に作動させて確認する。
- (2) ブレーキレバー又はクランクを操作し、反復して数回作動させ、ブレーキ各部及び各取付部に異状のないことを目視により確認し、必要な場合は部品交換等の整備を行う。
- (3) 両手でハンドルバーの左・右のにぎりを握って、前ブレーキレバーをひとさし指と中指(幼児用自転車にあってはひとさし指のみ)で力いっぱい締めて作動させ、上体をハンドル上に傾けて前方に自転車を押し、前車輪が回らないことを確認する。後車輪は同様の方法で作動させ、前方の水平な位置に置いたペダル上に体重(幼児用自転車にあっては片足の踏力)をかけたとき、後車輪が回らないことを確認する。必要な場合は、調節ねじやインナ又はロッドの固定位置を調整し、アウトの内部への注油、ブレーキブロック、ワイヤの交換等を行う。

駆動補助機付自転車の点検整備基準

構造及び性能の基準	点検及び整備の方法
<p>1 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) 電動機であること。</p> <p>(2) 24キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、ア又はイに掲げる速度の区分に応じそれぞれア又はイに定める数値以下であること。</p> <p>ア 10キロメートル毎時未満の速度2</p> <p>イ 10キロメートル毎時以上24キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から10を減じて得た数値を7で除したものを2から減じた数値</p> <p>(3) 24キロメートル毎時以上の速度で自転車を走行させることとなる場合において、原動機を用いて人の力を補う力が加わらないこと。</p> <p>2 (1)から(3)までのいずれにも該当する原動機について(1)から(3)までのいずれかに該当しないものに改造することが容易でない構造であること。</p>	<p>駆動補助機付自転車については、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定を受けていることのほか、次項について確認し、原動機に異常が認められた場合には、当該駆動補助機付自転車の製作者又は販売者に回収・修理させるなど適切な措置を講ずること。</p> <p>1 原動機の性能及び構造</p> <p>(1) 原動機の基準 電動機以外の原動機を備えていないこと。</p> <p>(2)、(3) 補助比率の基準 ア ペダルに踏力が加わっていないときは、補助力が作動しないこと。 イ 走行中に異常音がしないこと。</p> <p>2 改造の容易でない構造</p> <p>(1) 電源スイッチ、人力及び車速の測定手段、原動機及びその制御手段並びにそれらを結ぶ配線類は外部から容易に改造のできない構造であること。</p> <p>(2) 市販部品と交換することにより、容易に1の(2)及び(3)の基準を超えるような改造のできない構造であること。</p>

構造及び性能の基準	点検及び整備の方法
<p>3 原動機を用いて人の力を補う機能が円滑に働き、かつ、当該機能が働くことにより安全な運転の確保に支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>4 「普通自転車の点検整備基準」に規定する構造及び性能に適合していること。</p>	<p>3 時間応答性等の基準 発進、加速、定速、減速、蛇行及び停止の各運転態様を組み合わせて走行した場合、次のとおりであること。 (1) 各運転態様のつながりが円滑であること。 (2) 時間応答性が速やかであること。</p> <p>4 「普通自転車の点検整備基準」に規定する点検及び整備の方法によること。</p>